

震災に伴う人権擁護活動の充実・強化		施策番号107
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	50	法務省
章	第3	
節	2	
項	(7)	作成年月
目	⑨	平成25年5月
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・ 震災に関する人権シンポジウムの開催 14百万円【一般会計】 ・ 人権擁護活動の充実強化 10百万円【一般会計】		
施策の内容		
東日本大震災及びこれに伴う福島第一原発事故による長期間にわたる避難生活や放射線被ばくを懸念する国民の不安により、多様な人権問題の発生が懸念されるところである。 そこで、これらの問題に対し、人権相談等を通じて適切に対処するとともに、人権侵害事案を予防するための啓発活動を継続的に行うことにより、人権擁護活動の充実・強化を図る。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○避難所、仮設住宅等において特設人権相談所を全国で568か所延べ1395回開設（平成24年12月末現在）し、被災者からの相談に対応。 ○新たな人権侵害の発生を防止するため、シンポジウムの開催（平成24年2月：仙台，同年7月：盛岡，同年11月：福岡，平成25年1月：福島）、法務省ホームページへの「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」や震災関連の人権啓発デジタルコンテンツの掲載、仮設住宅等への戸別訪問（宮城県内で、平成23年11月から12月までの間で9,313戸）や被災地支援傾聴の会の開催（岩手県内で平成23年6月から12月までの間で9か所）、ポスターの掲示、チラシの配布等を実施。 ○今後も、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を引き続き適切に実施していく予定。 ○また、シンポジウムの開催（平成25年8月：石巻，平成26年1月：神戸）、人権教室の実施等、震災に伴う人権問題の発生を予防するための各種啓発活動を実施する予定。		